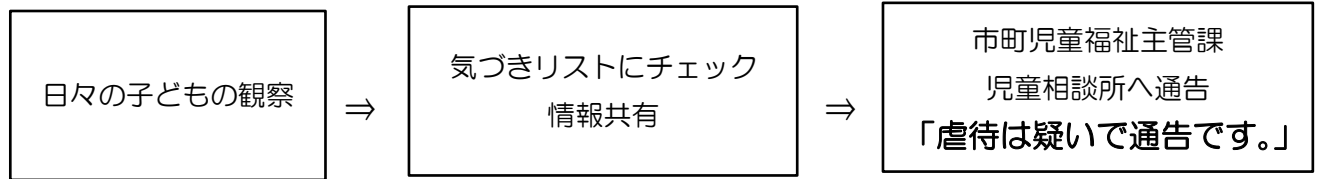


学校での児童虐待気づきリスト

○すべての教職員が児童虐待の防止等に関する法律（早期発見の努力義務・通告の義務）の趣旨を理解し、子どもの様子が「いつもと違う」、「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう、早期発見に努め、安全・安心な学校づくりをめざすことが大切です。



（虐待に気づく）

【文部科学省「児童虐待防止と学校」参照】

○この気づきリストは、学校において子どもを虐待から守るための例示です。虐待が疑われる場合は、まずは、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等への通告をお願いします。

○市町児童福祉主管課、児童相談所等への通告については、小中学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へもご連絡ください。

三重県教育委員会（平成 28 年 11 月）

子どもの体に現れる様子から

- 短期間のうちに、不自然なケガ（打撲によるあざ、火傷など）、繰り返すケガがある。
- 衣服が季節に適しない。汚れている。他のきょうだいと極端な差異が見られる。
- 身体、髪の毛、手足、口腔内が不潔で、時には、異臭がする。
- 体重の極端な増減など、これまでになかったような身体の変化が見られる。
- 虫歯の治療など、必要な医療ケアがなされていない。

子どもの行動から

【周囲との関係において】

- 極端に甘えるかと思うと、些細なことでキレて攻撃的になる。
- 向かい合って話そうとしても視線が合わない。合わそうともしない。
- 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度がある。
- 乱暴な言葉づかい、他者への暴力を繰り返す。
- わざと相手から怒られ、嫌われるような言動を繰り返す。
- 触れられること、近づかれることをひどく嫌がる。人を避けようとする。
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為がある。
- 保護者といるとき、いないときで極端に子どもの態度が違う。家に帰りたがらない。

【本人自身の行動において】

- 表情が乏しい。感情が不連続である。
- 一度興奮すると落ち着くまでにずいぶんと時間がかかる。
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた。
- 給食を異常なほどがつがつと食べるなど、食べ物への強い執着がある。

- 頻繁に保健室に出入りする。
- 机の周囲、ロッカーや鞆の中の整理ができず、持ち物をなくす。
- 体育や身体測定の際にはよく欠席する。
- 落ち着かない態度、教室での立ち歩き、集中困難な様子である。
- 学校への提出物がほとんど提出されない。

【性的虐待】

- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う。
- 年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられる。
- 服の着替えを極度に嫌がる。
- 自分の殻に閉じこもったり、自傷行為を行ったりする。

保護者の様子から

- 殴るなど子どもに暴力を振るう。大きな声で怒るなど、威圧的である。
- 子どもを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然である。
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない。

【児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項】児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

【児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）】（抜粋） （文部科学省 平成22年3月24日）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

市町児童福祉主管課

児童虐待等を含む児童相談は、まずは、第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へご連絡ください。

三重県児童相談センター ※緊急性が認められる場合

北勢児童相談所 TEL 059-347-2030 伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060
 中勢児童相談所 TEL 059-231-5666 紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435
 南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143 【24時間通告は可能です。】

※このリストは、健康福祉部及び警察等の関係機関と連携を図りながら作成しました。